

国港総第777号
国港技第129号
令和7年3月27日

各地方整備局

総務部総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局

総務課長
技術企画課長
(公印省略)

国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について

国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行については、「国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和4年1月24日付け国港総第575号、国港技第78号、以下「令和4年1月24日通達」という。）により、円滑な発注及び施工体制の確保を図っているところである。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の対応にあたっては「災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和6年1月4日付け大臣官房会計課長等事務連絡）等の事務連絡に基づき適切な対応を求めているところであるが、能登半島地震を含む大規模自然災害からの迅速な復旧・復興のためには、防災・減災、国土強靱化などの公共事業予算の適切な執行とともに施工体制の確保が重要となる。

また、令和6年4月1日から、建設業においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用され、これに対応するためには、より一層の現場業務負担の軽減など、建設業の働き方改革の取組が求められている。

加えて、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）が決定されたが、当該対策が十分に効果を発揮するためには、材料や燃料費の高騰、納期の長期化等が見られる場合において、「直轄工事における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付け国会公契第3号、国官技第26号、国営管第37号、国営計第22号、国港総第56号、国港技第5号、国空予管第82号、国空空技第29号、国空交企第17号、国北

予第6号)等を踏まえ、価格や工期の設定について、契約変更(いわゆるスライド条項による変更を含む)を含めて、引き続き、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定などの取組を推進する必要がある。

これらを踏まえ、国土交通省所管事業(港湾空港関係)の執行について一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、当分の間、別紙に定めるところによることとする。

なお、令和4年1月24日通達は廃止する。

円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策

1. 全般

工事又は測量調査・建設コンサルタント等の業務（以下「工事等」という。）の発注に当たっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者や必要に応じて測量業者・建設コンサルタント業者の実情を的確に把握すること。

その上で、以降に掲げる事項を参考にしつつ、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

2. 円滑な発注及び施工体制の確保

以下に掲げる事項を参考に、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

(1) 入札・契約に係る取組

① 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等

- 総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等に基づき、工事内容、規模、要求要件等に応じて、類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施する。
- 総合評価落札方式の実施に際しては、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、実績にとらわれない評価項目の設定に努める。
- 公共工事の品質確保に加え、建設業の働き方改革や担い手確保等を目的とした、多様な総合評価の試行に取り組む際については、その目的に照らし定期的にPDCAサイクルに基づく検証を行う。

<評価項目の設定等の例>

- 競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和する（企業の能力評価等のみとし、技術者の能力等の要件を求めないことも含む）。

② 適切な規模・内容での発注

- 地域企業の活用に留意しつつ適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進する。
- 競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの等級区分に限定する必要がな

ければ、複数の等級区分を対象とすることができる。

<適切な規模・内容での発注の例>

- 地域の実情等を踏まえつつ、適切に設定する。

③ 入札方式等の取扱い

- ・ 災害復旧に関する工事においては、改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第3号、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号。令和3年5月13日最終改正。）及び「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和3年4月22日付け国会公契第4号、国官技第58号、国官総第6号、国営管第58号、国営計第18号、国港総第46号、国港技第5号、国空予管第42号、国空空技第19号、国空交企第14号、国北予第10号）に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずる。

④ 多様な入札契約方式の導入・活用等

- ・ 工事の発注に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第4項及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」第2の4に基づき、「発注関係事務の運用に関する指針」及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択するよう努める。

⑤ 復旧・復興建設工事共同企業体の適切な活用

令和6年能登半島地震を含む大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号）に基づき、適宜これを活用すること。

⑥ 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事等について、以下の条件を全て満たす場合は、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）によることができる。

- ・ 品質を確保した上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。
- ・ 見積りの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策を講じていること。
- ・ 過去の不調発生状況から、競争入札手続を行った場合に、入札者がいない可能性が高いと判断されること。

なお、1回の入札不調で不調随契への移行も可能ではあるが、上記条件を全て満たすことを適切に確認すること。

また、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調が繰り返されることのないよう十分留意すること。

一方、再度の入札を行っても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成17年9月5日付け国港総第143号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

⑦ 技術提案審査の効率化

- ・ 総合評価落札方式における技術提案の審査については、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）に基づき中立性、公正性を確保しつつ、効率的な実施に努める。

<その他入札手続きの効率化>

- 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が2億3千万円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型の入札手続を参考に、提出資料を簡素化等する。
- 工事の総合評価落札方式における技術提案に係る評価について、工事の内容等によっては、必要に応じて指定テーマ数及びテーマごとの提案数を最小限とする。
- 業務のプロポーザル方式、総合評価方式における実施方針等や評価テ

一マに対する技術提案に係る評価について、業務の内容等によっては、必要に応じて項目の省略や評価テーマ数を最小限とする。

- 技術提案書等の作成に当たり図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要となるよう、インターネット等を活用する。

<総合評価委員会等の中立性、公正性を確保した上での効率化の例>

- 入札・契約手続運営委員会、技術審査会、総合評価委員会（部会）等の開催について、インターネットによるテレビ会議等による遠隔開催や書面開催の活用など効率化を図る。

⑧ 概算数量発注により実施する工事の契約変更

- ・ 概算数量発注については、「港湾・海岸事業の適正かつ円滑な事業実施に係る留意事項について」（平成5年4月16日付け港建第113号、港海第418号）に基づき、適切に対応すること。

⑨ 円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業加速円滑化国債）の活用

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業について、着実な事業の実施が求められているところであり、補正予算を活用してこれらの事業を実施する際は、「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」（令和3年11月30日付け国官会第15526号、国官技第214号、国営管第476号、国営計第134号、国港総第455号、国港技第57号、国空予管第596号、国空空技第338号、国空交企第192号、国北予第38号）に基づき、適切に対応する。

(2) 設計・積算に係る取組

① 見積りの積極活用等

- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、当初発注から積極的に見積りを活用して積算するなど、適正な予定価格を設定する。
- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、特別調査や見積りの徴収等により設定した歩掛や単価等を公表する。

② 最新の単価及び積算基準を適用した予定価格の設定等

- ・ 令和7年3月から適用している公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価等の最新の単価及び最新の積算基準を適用して予定価

格を設定すること。また、工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金額が不相当となった場合は、工事請負契約書第26条に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

③ 災害の発生等による共通仮設費・現場管理費の補正

- ・ 災害の発生等により、積算基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、同一地域・同種工事の過去の見積りの結果や間接費実績変更方式における支出実績等を踏まえて、共通仮設費率・現場管理費率の補正係数を設定し、予定価格を作成する。
- ・ 補正係数を設定する場合には、その旨を入札公告時に明示する。
- ・ なお、この補正を適用する場合には、港湾局技術企画課へ報告されたい。

④ 適切な設計変更

- ・ 通常の設計変更に加え、厳しい施工条件を踏まえ、設計変更の対象とする経費等を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

＜設計変更の対象とする経費の例＞

- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費
- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 資機材置き場の確保が困難な工事における運搬費
- 交通集中が見られる地域における安全費
- 現場事務所等の借上げに要する費用が多大となる地域における営繕費

⑤ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

- ・ 建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所が発生したりするなど、異なる施工箇所としてみなすことが適当と考えられる場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する。

⑥ 適切な工期設定

- ・ 「地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事における任意着手制度の実施について（平成27年3月24日付け国港総第503号、国港技第120号）」の対象工事で任意着手制度を活用する。なお、当分の間、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように、配慮すること。また、

3ヶ月を超えての余裕期間を設定する必要がある場合は、港湾局技術企画課へ協議されたい。

⑦ 交通誘導警備員の円滑な確保等

- ・ 「国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について」（令和2年3月31日付け国官技第501号）に基づき、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の適切な対策を実施する。

(3) 施工段階等における取組

工事等に係る検査、打合せ等の実施に当たっては、受発注者協議の上、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、電子データ（プロジェクター等の活用による紙資料の削減）、インターネット（WEB会議）等を活用する。また、令和元年8月より運用を開始した電子契約システムについては、受発注者間の書類等のやり取りがシステム上で可能となることから、受注者に対して更なる利用を促すこと。

① 監理技術者の途中交代

- ・ 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、一つの契約工期が多年に及ぶ場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合においては、監理技術者等の途中交代が可能である旨を入札手続段階で明確化するなど、「監理技術者制度の運用等について」（平成16年9月16日付け国港管第502号、国港建第96号）に基づき、適切に対応する。

② 工事関係書類の簡素化

- ・ 港湾関係工事における工事関係書類を必要最小限に簡素化し、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、工事書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議等の活用を図ることで、受発注者間双方の働き方改革を推進することを目的とし、「港湾工事関係書類スリム化の手引き」を令和6年度に策定し、令和6年度より取り組んできたところであるが、令和7年度以降も引き続き適切に対応する。

③ 工事及び業務における現場環境改善の取組

- ・ 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた「工事現場環境改善実施要領（案）」及び「業務環境改善実施要領（案）」を策定し、令和6年度より取り組んできたところであるが、令和7年度以降も

引き続き適切に対応する。

④ 遠隔臨場の取組

- ・ 遠隔臨場の実施については、「「港湾の建設現場の遠隔臨場に関する試行について」の一部改正について」（令和4年12月1日付け国港技第73号）に基づき、適切な対応を行う。

※ 具体的な運用は、「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和4年12月港湾局技術企画課）、「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和4年12月港湾局技術企画課）参照。

4. その他

現在契約中の工事等についても、本対策の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

なお、本対策の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。